

平成 30 事業年度

監事 監査報告書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

自平成 30 年 4 月 1 日

至平成 31 年 3 月 31 日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術安全研究所(以下「法人」という。)の平成30事業年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査関係者、業績評価関係者その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、主務大臣に提出する書類を含む重要な決裁書類等の調査を行い、法人の幹部会などその他重要な会議に出席し、研究進捗などの中期目標の達成状況を含む個々の職務の執行状況について役職員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において財産の状況を調査した。

また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。なお、内部監査担当者とも密接に連携を図り、内部監査の計画・実施状況などの報告や説明を受け必要に応じて意見を伝えるなど、監査の実効性及び効率性の観点からも意見交換を行った。また、理事長や理事との定期的な会合の場を設け、継続的に課題の共有と意見交換を行った。

さらに、平成30事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上のように方法に基づき、法人の平成30事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、関連する法令等に従い適正に実施され、中長期計画及び年度計画に沿って効果的かつ効率的に実施されていると認める。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行については、適切な管理・運用が確保されるようガバナンスの強化に努めており、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

法人の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

法人における役員の報酬及び職員の給与水準は、いずれも国家公務員の給与制度に準拠しており妥当であると認める。

2 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

法人の契約は、規程や「平成 30 年度調達等合理化計画」に従い適正に行われている。また、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況は、内部の審査及び契約監視委員会などにおいて確実な点検が行われていると認める。

今後も法令遵守及び契約の適正性を確保し、法人に対する信頼を維持していくことが重要である。

3 保有資産の見直し

保有資産の見直しは、適切に実施されていると認める。

令和元年 6 月 26 日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

監事

近藤 祥子



監事

柳原 拓治